

	振興に資する。	市町村等が行う農業用排水機場非常用電源対策事業に要する経費	100分	振興に資する。			
			の65				
			(振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものについて				
			は、100分の70)以内				
略	略	略	略				
略	略	略	略				
略	略	略	略				

栃木県告示第188号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5（2023）年5月9日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
江川南部土地改良区	令和5（2023）年4月25日
船生土地改良区	令和5（2023）年4月25日

（農地整備課）

栃木県告示第189号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により令和5（2023）年4月1日付けで次のとおり県営住宅の家賃及び割増賃料並びに県営住宅敷地内の駐車場の使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5(2023)年5月9日

栃木県知事 福田 富一

1 委託事務の内容

栃木県県営住宅条例(平成9年栃木県条例第1号)の規定に基づく県営住宅(矢板・大田原地区及び佐野・足利地区を除く。)の家賃及び割増賃料並びに県営住宅敷地内の駐車場の使用料の徴収事務

2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称

(1) 主たる事務所の所在地

宇都宮市仲町1番1号

(2) 名称

栃木県住宅供給公社

3 委託期間

令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日まで

(住宅課)

公 告

○令和5(2023)年度調理師試験の実施

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項に規定する調理師試験を次のとおり実施するので、調理師法施行細則(昭和34年栃木県規則第35号)第2条の規定により公告する。

令和5(2023)年5月9日

栃木県知事 福田 富一

1 試験の日時

令和5(2023)年8月2日(水)午前9時30分から正午まで

2 試験の場所

宇都宮市睦町1-35 宇都宮短期大学附属高等学校

(会場への自家用車の乗り入れは禁止する。)

3 試験科目

(1) 公衆衛生学 (2) 食品学 (3) 栄養学 (4) 食品衛生学 (5) 調理理論
(6) 食文化概論

4 受験資格

次に掲げる学歴及び職歴を有する者

(1) 学歴(次のいずれかに該当する者)

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者

イ 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者

ウ 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者

エ 調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)附則第3項各号に規定する者

なお、日本国内の外国人学校及び外国の学校を卒業した者は、都道府県知事の認定が必要となる場合があるので、早めに願書提出先へ相談すること。

(2) 職歴

次の施設の調理業務に従事した期間が、調理業務従事証明書の証明日において2年以上となる者

ア 寄宿舍、学校、病院等の給食施設であって継続して1回20食以上又は1日50食以上を調理して供与する施設

イ 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条に規定する飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業又は複合型そうざい製造業の許可を受けた営業の施設(喫茶店営業(喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。))を除く。)

ただし、次の場合は、上記の調理業務に従事したことは認めない。

(ア) 専ら調理品の運搬、配達、食器洗浄等直接調理業務に従事していない場合

- (イ) 栄養士、看護師、保育士等の職種として従事している場合
- (ウ) パート、アルバイト等で調理業務に従事している場合（週4日以上かつ1日6時間以上又は週5日以上かつ1日5時間以上従事している場合を除く。）

5 提出書類

受験を希望する者は、受験願書に次の書類を添えて提出すること。

なお、受験願書、履歴書、調理業務従事証明書及び受験票は、各健康福祉センター、宇都宮市保健所又は栃木県保健福祉部生活衛生課において、令和5年（2023）年5月9日（火）から配布するものを使用すること。

(1) 履歴書

学歴欄には、最終学歴と卒業（又は修了）年月日を、職歴欄には、2年以上調理業務に従事したことを詳細に記入すること。

(2) 学歴を証明する書類

卒業した中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、短期大学、大学のいずれかの卒業証書の写し（本証を持参し、各健康福祉センター所長、宇都宮市保健所長又は栃木県保健福祉部生活衛生課長が照合の上、確認する。）若しくは卒業証明書又は中等教育学校の前期課程を修了したことを証する書類

なお、婚姻その他の理由により、現在の氏名と学歴を証明する書類の氏名とが異なる場合は、戸籍謄（抄）本を提示すること。

(3) 調理業務従事証明書

ア 履歴書記載の調理従事施設において、調理の業務に2年以上従事したことを証明するものであること。

なお、この証明書は、原則として当該施設長が証明すること。ただし、従事者と施設長が同一人、配偶者若しくは二親等内の血族の場合又は廃業等によって当該施設長がいない場合は、調理師会等、所属団体の長又は同業者が証明すること。

また、証明印は、当該施設の長の職印を用いること。個人が証明する場合は、市町村に登録している印鑑を用い、印鑑登録証明書を添付すること。

イ 給食施設の開設年月日とは、寄宿舍、学校、病院等の施設であって多人数に対して食品を供与する施設として開始した年月日をいう。

(4) 写真及び受験票

受験票に写真（出願前6か月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦6cm、横4cmの大きさのもの。スナップ写真は用いないこと。）を貼り付け、所定の事項を記入する。

(5) その他

栃木県が実施した令和4（2022）年度調理師試験不合格者及び欠席者で当該試験の受験票を添付する場合は、上記提出書類のうち、「(2)学歴を証明する書類」、「(3)調理業務従事証明書」の提出を省略することができる。なお、受験票を紛失した場合は、身分証明書を持参すること。

また、婚姻その他の理由により、現在の氏名と当該試験当時の氏名とが異なる場合は、戸籍謄（抄）本を提示すること。

6 出願期限及び提出先

(1) 受付期間

令和5（2023）年6月21日（水）から同月23日（金）まで（提出先必着）

午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで

原則として、郵送では受け付けない。

(2) 提出先

ア 県内居住者は、その居住地を管轄する健康福祉センター（宇都宮市居住者は、宇都宮市保健所）

イ 県外居住者は、栃木県保健福祉部生活衛生課

7 受験通知

受験者には、受験票の交付により受験番号を通知する。

8 試験結果の発表

令和5(2023)年9月6日(水)午前11時から栃木県庁舎、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所の掲示場並びに栃木県ホームページに受験番号をもって合格者を発表する。

また、合格者には合格証書を郵送する。

なお、電話による問い合わせには、一切応じない。

9 受験手数料

6,100円

栃木県収入証紙をもって納付する(受験願書に貼付すること)。

10 試験結果の簡易開示

受験者本人の試験結果(科目別得点)については、合格発表の日から1か月間の執務時間中、栃木県保健福祉部生活衛生課において口頭により開示を請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が本人であることを証明できる書類(受験票、身分証明書、運転免許証等)を持参の上、これを提示すること。

○令和5(2023)年度製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第4条第1項に規定する製菓衛生師試験を次のとおり実施するので、製菓衛生師法施行細則(昭和42年栃木県規則第50号)第3条第2項の規定により公告する。

令和5(2023)年5月9日

栃木県知事 福田 富一

1 試験の日時

令和5(2023)年8月2日(水)午前9時30分から正午まで

2 試験の場所

宇都宮市陸町1-35 宇都宮短期大学附属高等学校

(会場への自家用車の乗り入れは禁止する。)

3 試験科目

- (1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学 (3) 食品学 (4) 食品衛生学 (5) 栄養学
(6) 製菓理論及び実技(職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定による菓子製造技能士の1級又は2級の資格を有する者は、本人の申出により免除する。)

4 受験資格

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条(高等学校の入学資格)に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者
(2) 菓子製造業に従事した期間が、菓子製造業従事証明書(栃木県製菓衛生師法施行細則別記様式第2号)の証明日において2年以上となる者で、次に掲げる者

ア 学校教育法第57条に規定する者

イ 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者

ウ 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者

エ 前各項ア～ウのほか、製菓衛生師法施行規則(昭和41年厚生省令第45号)附則第2項各号に規定する者

なお、「菓子製造業」(菓子を製造する営業で食品衛生法第55条第1項の許可を受けて営むもの)の範囲は、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第11号に規定する菓子製造業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業のうち菓子の製造を営むもの又は同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち菓子の製造を営むものとする(食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第123号。以下「整備政令」という。)附則第2条第1項による経過措置期間においては、整備政令による改正前の食品衛生法施行令第35条第3号に規定する菓子製造業を営むもの)。

- (3) 製菓衛生師法の施行の際(昭和41年12月26日)現に菓子製造業に従事していた者(学校教育法第57条に規定する者を除く。)であって、菓子製造業に従事した期間が、同法の施行の日において3年を超えてい

る者又は同法の施行の日後3年を超えるに至った者

また、(2)及び(3)における「菓子製造業に従事した期間」とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定により都道府県知事の許可を受けた営業の施設で、実際に菓子製造に従事した期間をいう。

ただし、次の場合は、上記の菓子製造業に従事したこととは認めない。

ア 専ら菓子製品の運搬、配達、食器洗浄等直接菓子製造業に従事していない場合

イ パート、アルバイト等で菓子製造業に従事している場合（週4日以上かつ1日6時間以上又は週5日以上かつ1日5時間以上従事している場合を除く。）

5 提出書類

受験を希望する者は、受験願書に次の書類を添えて提出すること。

なお、受験願書、菓子製造業従事証明書及び受験票は、各健康福祉センター、宇都宮市保健所又は栃木県保健福祉部生活衛生課において、令和5（2023）年5月9日（火）から配布するものを使用すること。

(1) 4 受験資格(1)及び(2)による者

ア 卒業した中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、短期大学、大学のいずれかの卒業証書の写し（本証を持参し、各健康福祉センター所長、宇都宮市保健所所長又は栃木県保健福祉部生活衛生課長が照合の上、確認する。）若しくは卒業証明書又は中等教育学校の前期課程を修了したことを証する書類

なお、婚姻その他の理由により、現在の氏名と学歴を証明する書類の氏名とが異なる場合は、戸籍謄（抄）本を提示すること。

イ 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者についてはそれを証する書類、その他の者は2年以上菓子製造業に従事したことを証する菓子製造業従事証明書

ウ 菓子製造技能士の1級又は2級の技能検定合格証の写し（本証を持参すること。該当者のみ。）

エ 写真及び受験票

受験票に写真（出願前6か月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦6cm、横4cmの大きさのもの。スナップ写真は用いないこと。）を貼り付け、所定の事項を記入する。

(2) 4 受験資格(3)による者

ア 昭和41年12月26日において、現に菓子製造業に従事しており、菓子製造業に従事した期間が3年を超えていることを証する菓子製造業従事証明書

イ 菓子製造技能士の1級又は2級の技能検定合格証の写し（本証を持参すること。該当者のみ。）

ウ 写真及び受験票

(1)のエに同じ

(3) (1)のイ及び(2)のアの菓子製造業従事証明書には、菓子工業組合等の裏書証明を受けること。

(4) その他

栃木県が実施した令和4（2022）年度製菓衛生師試験不合格者及び欠席者で当該試験の受験票を添付する場合は、上記提出書類のうち、学歴を証明する書類、製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する書類、菓子製造業従事証明書及び技能検定合格証の写しの提出を省略することができる。なお、受験票を紛失した場合は、身分証明書を持参すること。

また、婚姻その他の理由により、現在の氏名と当該試験当時の氏名とが異なる場合は、戸籍謄（抄）本を提示すること。

6 出願期限及び提出先

(1) 受付期間

令和5（2023）年6月21日（水）から同月23日（金）まで（提出先必着）

午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで

原則として、郵送では受け付けない。

(2) 提出先

ア 県内居住者は、その居住地を管轄する健康福祉センター（宇都宮市居住者は、宇都宮市保健所）

イ 県外居住者は、栃木県保健福祉部生活衛生課

7 受験通知

受験者には、受験票の交付により受験番号を通知する。

8 試験結果の発表

令和5(2023)年9月6日(水)午前11時から栃木県庁舎、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所の掲示場並びに栃木県ホームページに受験番号をもって合格者を発表する。

また、合格者には、合格証書を郵送する。

なお、電話による問い合わせには、一切応じない。

9 受験手数料

9,400円

栃木県収入証紙をもって納付する(受験願書に貼付すること)。

10 試験結果の簡易開示

受験者本人の試験結果(科目別得点)については、合格発表の日から1か月間の執務時間中、栃木県保健福祉部生活衛生課において口頭により開示を請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が本人であることを証明できる書類(受験票、身分証明書、運転免許証等)を持参の上、これを提示すること。

(生活衛生課)

○令和5(2023)年度毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号)第8条の規定により公告する。

令和5(2023)年5月9日

栃木県知事 福田 富一

1 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

2 試験期日

令和5(2023)年8月31日(木) 午前9時30分から午前11時30分まで

3 試験場所

宇都宮大学峰キャンパス 宇都宮市峰町350

4 試験科目

次の項目について筆記形式で行う。

- (1) 毒物及び劇物に関する法規
- (2) 基礎化学
- (3) 毒物及び劇物の性質、識別及び貯蔵その他取扱方法(農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物に係るものに限る、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に係るものに限る。)

5 提出書類

受験を希望する者は、次の書類を6(2)に記載する提出先へ提出すること。

- (1) 毒物劇物取扱者試験受験願書 1部(所定用紙使用)
- (2) 毒物劇物取扱者試験写真票 1部(所定用紙使用)
- (3) 毒物劇物取扱者試験受験票 1部(所定用紙使用)

6 出願期限及び提出先

(1) 出願期限

令和5(2023)年6月14日(水)から同月16日(金)までとする(郵送による場合は書留又は簡易書留とし、同日までの消印のあるもの限り有効とする。)

(2) 提出先

持参による場合は、各健康福祉センター又は宇都宮市保健所に提出すること。

郵送による場合は、栃木県保健福祉部薬務課に提出すること。

7 受験通知

受験願書提出者には、受験番号を記載した受験票を送付する。

8 試験結果の発表

令和5(2023)年9月29日(金)午前11時から同年10月13日(金)午後5時までの間、栃木県ホームページ並びに栃木県庁屋外掲示場、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示し、合格者には、合格証書を郵送する。

なお、電話による問合せには応じない。

9 試験結果の開示

受験者本人は、合格発表の日から1か月間(土曜日、日曜日及び祝日以外の日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までの間に限る。)、栃木県保健福祉部薬務課において、筆記試験及び実地試験の得点の開示を受けることができる。この場合、受験者本人であることを証明できる書類(受験票、運転免許証等の身分証明書)を持参すること。

10 受験手数料

10,500円(栃木県収入証紙で納付すること。)

11 その他

(1) 問合せ先

栃木県保健福祉部薬務課 電話028-623-3119

(2) 受験願書の配布について

各健康福祉センター、宇都宮市保健所及び栃木県保健福祉部薬務課において令和5(2023)年5月25日(木)から配布する。

(薬務課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5(2023)年5月9日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区地名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住所	退任年月日	就任年月日
湯津上土地改良区	理事		永山 政司	大田原市鹿畑545		令和5(2023).4.1
那須町土地改良区	理事	菊地 一男		那須町大字寺子丙25-1	令和5(2023).3.31	
	〃	星 和一		〃 大字豊原丙2290-1	〃	
	〃	高久 茂		〃 大字高久甲1483	〃	
	〃	相馬 和至		〃 〃 5175-3	〃	
〃	〃	大平 康市	大平 康市	〃 大字寺子乙2481	〃	令和5(2023).4.1

	理事	高久 実	高久 実	那須町大字寺子乙1234-26	令和5 (2023). 3. 31	令和5 (2023). 4. 1
	〃	常盤 隆	常盤 隆	〃 〃 254	〃	〃
	〃	薬袋 治雄	薬袋 治雄	〃 大字豊原丙4744	〃	〃
	〃	池田 一	池田 一	〃 大字芦野2653- 1	〃	〃
	〃	鈴木 隆	鈴木 隆	〃 大字寄居1856	〃	〃
	〃		宮内 次男	〃 大字寺子丙663-155		〃
	〃		大森 崇	〃 大字豊原丙1560- 1		〃
	〃		高久 茂	〃 大字高久甲980- 2		〃
	〃		高久 昇一	〃 〃 878- 2		〃
	監事	高久 雅人		〃 大字寺子丙1995	令和5 (2023). 3. 31	
	〃	鈴木 豊		〃 大字高久甲3473	〃	
	〃	林 武信		〃 大字豊原丙3917- 8	〃	
	〃		相馬 友勝	〃 大字高久乙205		令和5 (2023). 4. 1
	〃		佐藤 秀明	〃 大字寄居42		〃
	〃		石川 新一	〃 大字寺子乙3961- 1		〃
足利市 わたらせ川左岸 土地改良区	理事	嶋田 重雄		足利市稲岡町495	令和5 (2023). 3. 31	
	〃	春山 和美	春山 和美	〃 錦町 4	〃	令和5 (2023). 4. 1
	〃	菊地栄太郎	菊地栄太郎	〃 山川町1004	〃	〃
	〃	小林 勝雄	小林 勝雄	〃 川崎町2322	〃	〃
	〃	小野田勝男	小野田勝男	〃 小俣町1036	〃	〃
	〃	田野勝一郎	田野勝一郎	〃 大前町175	〃	〃
	〃	本嶋 久雄	本嶋 久雄	〃 寺岡町32- 1	〃	〃
	〃	島田 久雄	島田 久雄	佐野市村上町840	〃	〃
	〃	清水 茂	清水 茂	足利市川崎町2257	〃	〃
	〃	川田 博	川田 博	〃 大久保町925	〃	〃
	〃	森山 幸二	森山 幸二	〃 小俣町2321	〃	〃
	〃		仙田 光男	〃 山下町1900- 3		〃

	理事		赤坂 安一	足利市稲岡町465		令和5 (2023). 4.1
	監事	保足 清		〃 西場町471	令和5 (2023). 3.31	
	〃	仙田 光男		〃 山下町1900-3	〃	
	〃	平澤 文次		〃 迫間町807	〃	
	〃		横島 和良	〃 本城1-1499		令和5 (2023). 4.1
	〃		川島 茂	〃 鶴木町311-1		〃
	〃		赤坂 良夫	〃 稲岡町468		〃
佐野市 土地改良区	理事	野村 春男		佐野市下羽田町990	令和5 (2023). 3.31	
	〃	阿部 博介		〃 高橋町210	〃	
	〃	和田 武		〃 上羽田町493	〃	
	〃	関口 隆之		〃 田島町424	〃	
	〃	小林 誠一		〃 大古屋町4312	〃	
	〃	大竹 明		〃 馬門町1655	〃	
	〃	島田 充		〃 高山町1757	〃	
	〃	横倉 重藏		〃 越名町782	〃	
	〃	若田部紀國		〃 奈良渕町314-6	〃	
	〃	川田 恒夫	川田 恒夫	〃 村上町848	〃	令和5 (2023). 4.1
	〃	兵藤 勇	兵藤 勇	〃 免鳥町498-6	〃	〃
	〃	横山 敏郎	横山 敏郎	〃 君田町267	〃	〃
	〃	関口 光司	関口 光司	〃 船津川町1763	〃	〃
	〃	青村 章	青村 章	〃 伊保内町5674	〃	〃
	〃	小菅 喜市	小菅 喜市	〃 大古屋町4507	〃	〃
	〃	稲垣 伝八	稲垣 伝八	〃 飯田町572	〃	〃
	〃	小代 定	小代 定	〃 伊保内町3949	〃	〃
	〃	安原 茂	安原 茂	〃 馬門町1380-1	〃	〃
	〃	山田 貞一	山田 貞一	〃 越名町827	〃	〃
	〃	田村 次雄	田村 次雄	〃 黒袴町772	〃	〃
〃		佐取 正成	〃 高橋町2134		〃	
〃		吉川 準一	〃 下羽田町1072-1		〃	

理事		大関 敏夫	佐野市上羽田町491		令和5 (2023). 4.1
〃		島田 俊行	〃 田島町304		〃
〃		須藤 克典	〃 大古屋町4483-1		〃
〃		田名網 勉	〃 高山町1785		〃
〃		黒田 信夫	〃 〃 1662		〃
〃		石井 和美	〃 高萩町1200-3		〃
〃		島田 武	〃 大栗町43		〃
監事	福地 正博		〃 上羽田町889	令和5 (2023). 3.31	
〃	三関 正宏		〃 植野町1880-17	〃	
〃	関口 晋一	関口 晋一	〃 船津川町1768	〃	令和5 (2023). 4.1
〃		平澤 秀人	〃 植下町557-1		〃
〃		野村 富男	〃 高橋町542-1		〃

(農地整備課)

○都市計画の変更の案の縦覧等

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和5（2023）年5月9日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 都市計画の種類及び名称
宇都宮都市計画道路3・4・701号西通り
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
上三川町大字上蒲生の一部
- 3 縦覧場所
栃木県土整備部都市計画課、栃木県宇都宮土木事務所企画調査部企画調査課及び上三川町都市建設課
- 4 縦覧期間
令和5（2023）年5月9日から同月23日まで

II

- 1 都市計画の種類及び名称
那須烏山都市計画道路3・5・2号山手通り
那須烏山都市計画道路3・6・1号中央通り
- 2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

那須烏山市中央1丁目及び3丁目の各一部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課、栃木県烏山土木事務所企画調査部企画調査課及び那須烏山市都市建設課

4 縦覧期間

令和5(2023)年5月9日から同月23日まで

(都市計画課)

調達等公告

○入札公告(特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5(2023)年5月9日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

(1) 借入件名及び数量 県立学校教育用コンピュータ及びその附属機器(R5校内LAN)22校一式

(2) 借入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 借入期間 令和5(2023)年10月1日から令和11(2029)年9月30日まで

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

(4) 借入場所 県立学校22校

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、以下に掲げる入札参加資格を有するものと決定された者であること。

大分類「N通信、情報処理」、小分類「2 情報関連サービス」

大分類「Pその他サービス」、小分類「2 リース、レンタル」

(3) 入札参加申請日から開札日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 借入物品に係る迅速な保守体制が整備されている者であること。

(5) 1の(1)と同様の物品の納品又は賃貸借の実績を有する者であること。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県教育委員会事務局教育政策課教育DX推進室ICT教育推進チーム

電話 028-623-3571

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

令和5(2023)年5月9日から同年6月1日まで、入札情報システム上で公開する。

なお、来庁による交付の場合は、同期間(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和5(2023)年6月29日(木)午後4時までに、電子入札システムにより提出すること。

イ 開札の日時及び場所

令和5(2023)年6月30日(金)午前11時

栃木県教育委員会事務局教育政策課(栃木県庁南別館4階)

入札参加者の立会いは求めないものとする。なお、立会いを希望する場合は、開札日の前日までに3の(1)に連絡し、代理人が立ち会う場合は委任状を持参すること。

(4) 入札方法 1の(1)の件名で、総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

ア この入札の参加者希望者は、競争参加資格確認申請書(様式第1号)、保守体制説明書(様式第2号)及び教育政策課が交付する仕様書に基づき作成した納入物品仕様書を、令和5(2023)年6月19日(月)午後4時までに電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。

なお、添付書類の容量が3MBを超える場合又は提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県物品等電子調達運用基準(令和3(2021)年3月26日付け会管第461号)に定める提出書類通知書(様式2)を提出することにより、当該添付書類の郵送(書留郵便)又は持参による提出を認めるものとする。ただし、提出書類の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割は認めないものとする。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は入札参加希望者の負担とする。

なお、提出された書類等については、返却しない。

(4) 審査

ア 技術審査

栃木県教育委員会事務局教育政策課長が、入札参加希望者の作成した納入物品仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した納入物品仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。

イ 技術審査基準

入札参加希望者の作成した納入物品仕様書が、教育政策課で交付する県立学校教育用コンピュータ及びその附属機器(R5校内LAN)22校一式仕様書に示す基準を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

ウ 審査結果は、電子入札システムにより、令和5(2023)年6月22日(木)までに入札参加希望者に伝えるものとする。

(5) 入札の無効

ア 2の入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札書

ウ 栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書

エ 栃木県物品等電子調達実施要領(令和3(2021)年3月26日付け会管第460号)第19条に掲げる入札に係る入札書

(6) 落札者の決定方法

(4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書の作成の要否 要

(8) その他

詳細は、入札説明書によるほか、電子調達に関し必要な事項は、栃木県物品等電子調達実施要領及び栃

木県物品等電子調達運用基準の定めるところによる。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Computer systems for educational use at prefectural schools 22 sets
- (2) Time and Date of bidding:
4:00 p.m., June 29, 2023
- (3) Information is available at:
Education Policy Division.
Office of the Board of Education,
Tochigi Prefecture
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501
TEL. 028-623-3571

(教育委員会事務局教育政策課)

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
令和5 (2023)年 第398号	353	下から10	7月9日(日)	7月9日(火)